

告 示

埼玉県告示第百九十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年三月十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二十一―十四―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県羽生市大字下新郷字藤兵衛千九百五十一番一 他三十筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百九十四立方メートル